

三 「開田御茶屋」関係史料

八条宮↓常磐井宮↓京極宮↓桂宮

▼元禄九年（一六九六）、京極宮家来生島永盛、江戸にて開田御茶屋の由緒を述べる

⑲ 「桂宮日記」 元禄九年八月廿三日条

〔前略〕扱今迄の御屋敷ハ何角御由緒なども有之事にて候、先年（慶長十年）御上洛之節（伊達政宗殿召第一にて歌の会など被成候、其御茶屋などハ于今有之候哉、其御茶屋にて桂光院様（智仁親王）・也足軒（中院通勝）・（鳥丸）光広など、岷江入楚（源氏物語の注釈書）の御校合等とて所有之如何御座候与被仰候故、永盛申候ハ、其段者二代めの御所天香院（智忠親王）様被申候の桂光院様御学文所にて御座候故、御大切ニ御思召候、京都にてハ非常之義気毒ニ思召候、御知行所（開田）江移置候、于今残て御座候

▼元禄九年（一六九六）、京極宮家来生島永盛、禁裏附久留島道貞に由緒を述べる

⑳ 「桂宮日記」 元禄九年八月廿五日条

一同所御茶屋事、只今にてハ程遠く候故、宮様御成も難成時節にて候得者、年々御修覆等彼是御弊のミ候而、（中略）此御茶屋之義、桂光院（智仁親王）様御学文所にて、京都にてハ焼失之事気毒思召、永々残候様ニと之事にて、天香院（智忠親王）様移被置候義にて候得者、何とそ其儘御座候様ニと奉存候事にて候

▼明和四年（一七六七）五月十五日、第八代京極宮公仁親王、長岡天満宮を詠む

㉓ 「長岡社法楽之和歌」

桂宮家伝来詠草類 宮内庁書陵部

霞

詠五首和歌

公仁

長岡の神のミかきのまつかえも 春きにけりしかすみにめぬる

郭公

この比のしのひし声もときぬと 山ほとゝきすをちかへり鳴

月

くもきりハあらしにはれて秋のよの 月のひかりのいとゞさやけさ

千鳥

あらし吹音もさむけき冬河に あまるちとりの立みなくなり

祝

此神のミまへゆかりにあゆみおく 家のさかへを猶いのららし

▼安政六年（一八五九）八月二十日、細川幽齋の二五〇回忌にあたり、長岡天満宮連

歌所の西に「長岡大明神」を祀る

㉔ 「桂宮日記」 安政六年八月二十日条

（前略）

細川玄旨 泰勝院幽齋 二百五十回忌今日正當、桂園林堂從御先代被

納画像、依之供物有之、諸太夫御無人ニ付名代塚田左衛門尉 為御代拝参候

桂御別殿 先例文化六年 御先祖宮（智仁親王）正御忌（三〇回忌）之供物之形ヲ以

被之備如左（中略）

同儀ニ付長岡天満宮連歌所西之方ニ

辯才天御堂ニ往古より幽齋相殿ニ而長岡之社と申来有之候処、此度

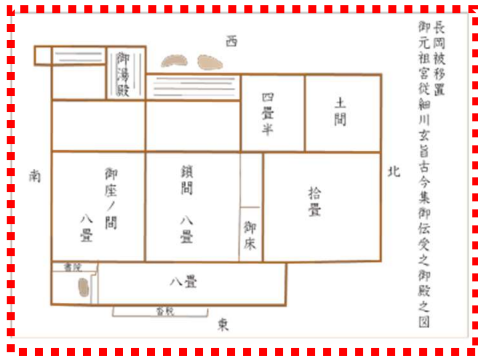
御遠忌ニも相成、且古今相伝於御家者格別ニ被重、当年より明神号

之儀吉田三位殿江御頼被 申入候旨評決之事、為御使吉田家へ兼日

塚田左衛門尉相勤り

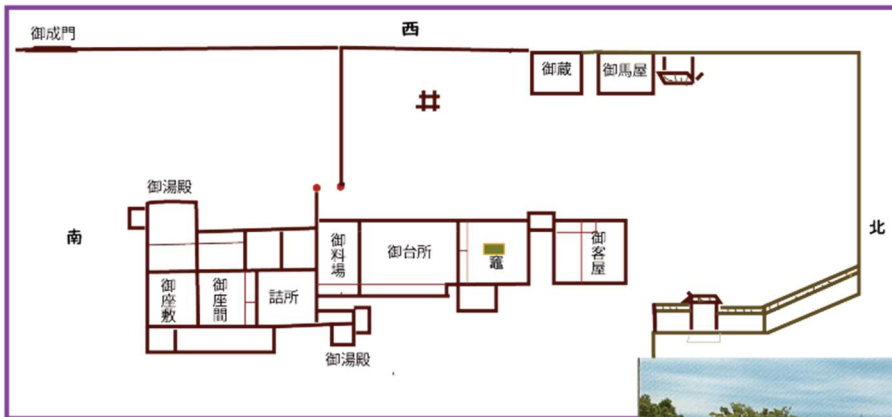
開田御茶屋変遷図

△江戸時代前期▽



「洛外図屏風」第七扇

△江戸時代中期▽

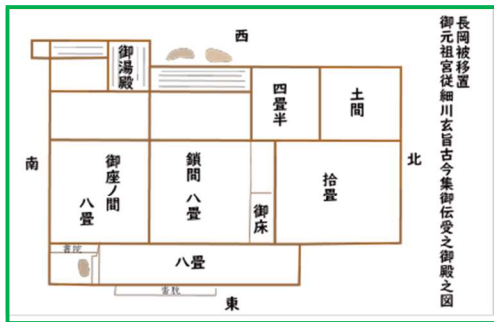


長岡天満宮蔵 「古記録写」 (明治後期)



江戸時代中期の開田御茶屋復元図 作成：長岡京市教育委員会

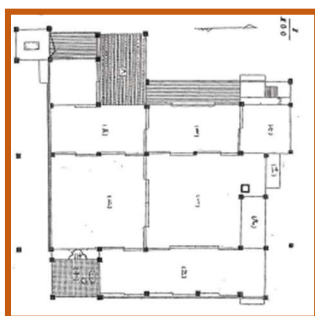
△江戸時代後期▽



長岡天満宮蔵 「古記録写」 (明治後期)

【明治維新】熊本藩へ下賜

大正元年再建



水前寺成趣園

熊本県立図書館蔵 『古今伝授の間由来書』

御身体并神宣一箇 告文一箇 被開上如左

宗源 神宣

長岡社

右宣称長岡大明神者

神宣之状如件

安政六年八月十六日神部□宿祢(花押)奉

神祇道管領勾當長上正三位下部朝臣良熙

告文

維安政六歲次己未八月十六日癸丑吉日良辰乎極

定互山城国乙訓郡開田村尔鎮座須掛毛畏義長

岡社乃廣前尔申佐久、夫當社波此地仁祭来禮留古止星霜乎

經天今也遠忌尔當禮利、爰尔靈德乎增加為女大明

神號於授介、靈靈乎勸請世与止神祇管領下部良熙尔仰阿利、

抑大明神乃號波輒久授介申佐須止雖止毛御懇望乃

默止加多畿故尔恒規仁拘良須宗源乃神宣乎申行比

長岡大明神止崇祀利靈靈乎勸請志、宇津乃

幣帛乎調互遷志鎮天廣久厚久称辞竟

申須、此状乎平介久安介久聞給互弥天下泰平・

国家安全・社頭康榮・殊尔波朝家繁榮・

御家門御静謐・御家臣祠官等安寧・万民

豊樂仁令有賜古止乎常磐堅磐尔守護

幸賜陪止申須

為遷御神体新殿吉田家方鈴鹿備後介長岡表江参上、於連歌所祝酒飯等御目錄

金二百疋賜之畏申御礼退去畢



長岡大明神

京都府庁文書「社寺録」より (石原家伝来の版木に元治元年の墨書)



京都府立京都・歴史館蔵 京都府庁文書 明治3「社寺録」

▼明治四年（一八七二）二月二十二日、桂宮家領上地により、長岡神社と由緒ある建物を熊本藩邸へ引き移す

②5 「桂宮日記」 明治四年二月二十二日条

二月廿二日壬午天晴、京都府江被差出御届書如左

（端裏）「用紙奉書四ツ折美濃控添」

当宮旧領城州乙訓郡開田村長岡天満宮境内ニ有之候長岡神社之儀者、往古深キ由緒有之を以先年当宮より勸請、社頭造営ニ相成候処、今般御改正ニ付所領総而上地被仰付候、就而者右社当宮邸江可引移筈ニ候処、由緒之次第も有之、且便宜ニ付、旁以近日之内右社并ニ由緒有之候建物壹ヶ所共、当地熊本藩邸内江引移申候、御府管轄申之儀ニ付、此段断御届申上候、以上

明治四辛未年二月廿二日 桂宮家令 従五位 宇田淵

京都府 御中

②6 「桂宮日記」 明治四年二月二十六日条

二月二十六日丙戌天陰、熊本藩留守居中島彦蔵より長岡明神并御茶屋向等移転之儀政府江御届済之旨、以書中申来、則届書之下案相添差出如左

桂御所御旧領城州乙訓郡開田村長岡天満宮境内ニ有之候長岡明神社之儀者、往古深御由緒有之、先年桂御所より御勸請社頭御造営相成候処、今般御改正ニ付御所領総而御上地被 仰出候由、就而者右明神社桂御所江御引移可被為在処、当藩江者由緒之次第茂有之、殊ニ御使宜ニ付旁以当藩邸内江御預ヶ被為在度段、御使ヲ以御懸合之趣有之、御請申上候ニ付、近日之内御引移之筈ニ御座候、且亦右明神社江由緒有之候建物一箇所右之節引移候筈ニ御座候、此段御届申上候、以上

辛未二月二十四日 熊本藩大属中島元寿
京都府 御役所

▼明治四年（一八七二）十月十八日、熊本藩取払に付、長岡神社が桂宮邸へ遷座

②7 「桂宮日記」 明治四年十月二十二日条

二十日丁丑、京都府江被差出届書如左

長岡社引移之儀ニ付御届書

当宮旧領城州乙訓郡開田村長岡天満宮境内ニ有之候長岡神社之儀、当地熊本藩邸内へ引移シ候ニ付、去二月委曲書取ヲ以御届申上置候処、今度右邸取払いニ付、更ニ当宮邸内江引移申候、仍而御届申上候、以上

辛未十月 桂宮家令 従五位 宇田淵

京都府 御中

（遷座は十八日、正遷宮は二十一日）

▼大正元年（一九一二年）十一月五日、熊本酔月亭跡地に、「古今伝授の間」を再建

②8 「古今伝授の間由来書」 昭和十年発行 熊本県立図書館

明治四年二月、桂宮家領地を公収せらるゝに依り、細川家に由緒ある建物なればとて宮家よりこれを熊本藩に賜ひたりけるを、藩庁にては熊本へ移さむとて之を解崩し、後年増築の間を捨て、只御座敷の材料のみ大坂なる本藩倉庫に運び置きたりしに、程なく廢藩となりて、藩の出張所を廢止するに及び、其移転の事も止みけるを、同地の用達商人清水常七、倉庫と共に請ひ得て保存したりを、明治四十四年、常七の子清水勉といふもの当家に献納せむと申しいでしを受納し、県社出水神社は当家祖先歴代の神璽を斎き祀れる祠なれば究竟の場所なりとて城内なる古の別業酔月亭のありし跡に

（後略）